

新発田牛ロゴマーク等使用要領

令和3年7月29日制定

第1 目的

新発田牛推進協議会（以下、協議会という。）で定めたロゴマーク等を適正かつ効果的に活用し、「新発田牛」の一層の推進を図ることを目的とする。

第2 使用できるロゴマーク等

別記1に掲げるロゴマーク

第3 使用対象

「新発田牛」の推進を目的としたポスター、パンフレット、チラシ等の広報物、のぼり、POP等のPR資材等、「新発田牛」を使った加工品のパッケージ等に使用することができる。

第4 使用の届出等

(1) 使用の届出

ロゴマーク等を使用する場合は、別紙「新発田牛ロゴマーク等使用届出書」を協議会へ事前に提出する。

(2) 使用可能期間

届出による使用可能な期間は当該年度内とし、年度を越えて使用する場合は、毎年度届出を行うこととする。

(3) 使用の中止

協議会は、新発田牛の信用及び品位を損なうおそれがある場合や、ロゴマーク等の不適正な使用が認められた場合は、使用の中止を求めることができる。

第5 使用上の遵守事項

ロゴマークのデザインは次のとおり正しく使用するものとする。なお、協議会が認めた場合はこの限りではない。

(1) 縦横の比率を変えて拡大・縮小しないこと。また傾斜度を変えないこと。

(2) 別の模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしないこと。

(3) 色彩は単色又はカラー（多色表示）のいずれかとし、カラーの場合は協議会で定めたとおりとすること。背景が黒など暗色の場合は、ロゴの文字色を黒色から白色に変更することができる。

第6 責任の制限

使用者がロゴマーク等の使用により第三者に損害または損失を与えた場合でも、協議会は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

第7 にいがた和牛ロゴマーク等の使用について

「新発田牛」のロゴマークを活用する際は、可能な限り「にいがた和牛」のロゴマークも表示し、「新発田牛」と「にいがた和牛」、両者の推進を図る。

- 2 「にいがた和牛」のロゴマークを使用する際は、にいがた和牛推進協議会が定めた「にいがた和牛ロゴマーク等使用要領」による。
- 3 にいがた和牛推進協議会への使用の届出は、「新発田牛」のロゴマークの使用者が行なう。ただし、協議会の事業で使用し、協議会が認める場合はこの限りではない。

第8 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項は関係者の協議により決定する。

別記1



新発田牛
SHIBATA USHI



新発田牛

新発田牛
SHIBATA USHI

